

文書によらない要望等に関する取扱要領

1 目的

この要領は、三重県議会議員の政治倫理に関する条例の制定や不祥事等により三重県がおかれている状況も鑑み、県政運営の公平性、透明性を高め、県民の県政に対する信頼性の確保を図るため、一定の公職にある者等から、三重県職員（以下「職員」という。）に対して行われた要望等について、その内容の記録及び情報の共有化に関する事務処理の手続き等を定めるものとする。

2 取扱対象

この要領の対象は、口頭又は電話等の文書以外の手段で行われた一定の公職にある者等からの要望等とし、以下のものは除外する。

- ア 議会の本会議及び委員会、審議会、公聴会等公式又は公開の場で発言されたもの
- イ 単なる相談・照会・問い合わせ又は資料請求の範囲にとどまるもの

3 定義等

(1) 「一定の公職にある者等」とは次に掲げる者とする。

- ア 国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員及び市区町村長
- イ アの元職、秘書、親族、代理人並びにアを支援する政治団体の役員等
- ウ 知事の秘書（職員を除く。）親族、代理人並びに知事を支援する政治団体の役員等
- エ 業界団体等の各種団体の役員等
- オ 三重県職員であった者

(2) 「要望等」とは、一定の公職にある者等から行われたものであって、職員に、契約・発注等の公共事業関係、事業採択関係、許認可関係、採用・人事関係等に関して、その職務上の行為を行うこと又は行わないことを求める行為をいう。

(3) 知事、副知事、他都道府県知事（秘書を含む。）及び内閣の閣僚（秘書を含む。）等から、本県の通常の政策形成以外の要請等を受けた場合についてもこの要領の対象とする。

(4) この要領を略称する場合には、「要望等取扱要領」とする。

4 事務処理

(1) 一定の公職にある者等からの要望等に対応した職員（以下「対応職員」という。）は、速やかにその内容について次の事項を記録した文書を作成し、所属長に報告するものとする。

- ア 受付日時、受付方法及び場所
- イ 一定の公職にある者等の氏名、所属団体等
- ウ 対応職員の所属、職名及び氏名
- エ 要望等の内容
- オ その他参考事項

(2) 対応職員は、所属長への報告に当たり、原則として上記（1）で作成した文書の記載内容について、一定の公職にある者等の確認を求めるものとする。

- (3) 対応職員が上記(2)で確認を求めた際に、訂正又は取消しの要請があった場合は、その事実内容を確認したうえで訂正し、又は取り消すものとする。
- (4) 所属長は、すべて所管部局長に要望等の内容を報告する。なお、特に重要な事案であると判断される場合は、知事まで報告するものとする。
- (5) 所属長は、当該要望等に対する処理方針を決定した後、要望等を行った一定の公職にある者等に対し、文書又は電子メール等、記録が残る形式により回答するものとする。
- (6) 所属長は、上記(5)により回答する場合、その内容を所管部局長に報告するものとする。なお、上記(4)で知事まで報告した事案に係るものについては、知事まで報告するものとする。
- (7) 職員は、要望等の取り扱いにあたって、一定の公職にある者等との信頼関係の確保に努めるとともに、その活動を妨げることのないよう十分留意するものとする。

5 記録の保存及び公開

- (1) 所属長は、上記4「事務処理」に基づき作成された文書を三重県公文書管理規程(平成18年三重県訓令第4号)に基づき適正に保存する。
- (2) 上記(1)により保存する文書は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)第2条第2項の公文書として開示請求の対象とする。

6 その他

一定の公職にある者等以外の者からの要望等については、「県民の声データベースシステム」運営要領に基づき、適切に処理する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年12月26日から施行する。
- 2 この要領は、運用状況等を勘案のうえ、必要が生じた場合には、その規定について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月3日から施行する。